高齢者補聴器購入費用助成のご案内

令和７年８月１日から
助成内容が変わりました！
中央区HP

中央区では、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の使用を必要と認めた方が補聴器を購入した場合にその費用を助成しています。

１　助成対象

次の要件に全て該当する方が対象です。
※聴覚障害の身体障害者手帳の所持者は除きます。

- 中央区内に在住している６５歳以上の方
- 耳鼻咽喉科の医師が補聴器の使用を必要と認めた方
  ※オージオメーターによる純音聴力検査結果が必要になります。
- 過去５年間中央区からの補聴器の助成を受けていない方

２　助成内容

- 助成限度額

住民税非課税の方	住民税課税の方
７２，０００円	３５，０００円

- 助成対象は、管理医療機器と認定された補聴器本体及びその付属品（電池・イヤモールド）の購入費用です。
- 医療機関の受診料や集音器、補聴器の修理・電池交換費用は対象外です。

３　注意事項

申請前に購入した補聴器は助成対象外になります。

※補聴器は区役所に申請書を提出し、助成決定通知書が届いてから購入してください。

- 補聴器を購入した際の領収書を紛失してしまうと、助成を受けることができなくなります。大切に保管してください。

助成までの流れ

①　申請書を受け取る

区ホームページまたは高齢者福祉課窓口で「中央区高齢者補聴器購入費用助成申請書」を入手してください。（高齢者福祉課にご連絡いただければ郵送でのお渡しも可能です。）

②　耳鼻咽喉科を受診し、申請書の医師の意見欄に記載してもらう

耳鼻咽喉科を受診して純音聴力検査を行い、医師が補聴器の使用を必要と認めた場合は「中央区高齢者補聴器購入費用助成申請書」への記載を依頼してください。

③　申請書を区に提出する

医師が意見欄に記載した日から**３ヶ月以内**に「中央区高齢者補聴器購入費用助成申請書」を高齢者福祉課へ提出してください。（郵送による提出も可能です。）

④　助成決定通知書の送付

区は申請書を審査し、「中央区高齢者補聴器購入費用助成決定通知書」を申請者宛てに送付します。**補聴器は必ず助成決定通知書が届いてから購入してください。**

⑤　補聴器の購入

補聴器を購入し、購入店舗から領収書（宛名は申請者本人）をもらい、必ず保管してください。領収書は宛名、金額、発行者、品名、日付の記載があれば様式に規定はありません。

⑥　請求

補聴器を購入した後に、補聴器を購入した際の領収書、請求書、支払金口座振替登録依頼書を高齢者福祉課へ提出してください。（請求に必要な資料は④助成決定通知書の送付時に同封します。）

⑦　助成額確定通知書の送付

区は資料を審査し、「中央区高齢者補聴器購入費用助成金交付額確定通知書」を申請者宛てに送付します。通知書が届いてから１ヶ月程度で口座への入金が完了します。

【お問合せ】
中央区高齢者福祉課高齢者活動支援係
電話:03-3546-5716